委　託　契　約　書

国立研究開発法人国立環境研究所　理事長　〔氏名〕（以下「甲」という。）と〔相手方商号・名称、契約権限者役職・氏名］（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（実施する委託業務）

第１条　甲は、次の委託業務の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告する。

一　委託業務題目名

二　委託業務の内容及び経費

委託業務仕様書[及び提案書（※総合評価落札方式による場合）]のとおり

三　契約期間

令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

（委託費の金額）

第２条　甲は、乙に金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（注）「消費税額及び地方消費税」額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項

及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83

の規定に基づき、契約金額に〔消費税法に基づく消費税の税率及び地方税法に基づく地方

消費税の税率の合計を記載する。］を乗じて得た金額である。

（契約保証金）

第３条　甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第４条　乙は、この委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）は、あらかじめ再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

|  |
| --- |
| ※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」 （当研究所ＨＰに掲載）を参照すること。  掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saiitaku.pdf> |

（監督）

第５条　乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

２　業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第６条　乙は、この委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を作成し、第１条第３号に定める完了期限までに甲に提出しなければならない。

２　乙は、第１条第３号に定める契約期間の経過後１０日以内又は委託業務実施年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、委託業務の成果を記載し、委託費の支出内容を明らかにした委託業務精算報告書を作成して、甲に提出しなければならない。

（検査）

第７条　甲は、前条第１項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して１０日以内又は委託業務実施年度の３月３１日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

（委託費の額の確定）

第８条　甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第６条第２項の報告書に基づき委託費の額を確定し、乙に通知する。

２　前項の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と第２条に規定する委託費の金額のいずれか低い額とする。

（委託費の支払）

第９条　乙は、前条第１項の規定による通知を受けた後に委託費の請求を行う。この場合乙は、委託業務費精算払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、必要があると認められる金額については、乙の請求により、前項の規定にかかわらず前払いすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、委託業務費前払請求書を甲に提出するものとする。

３　甲は、第１項又は第２項に基づく適正な請求書を受理したときは、乙に委託費を支払わなければならない。

（過払金の返還）

第１０条　乙は、既に支払を受けた委託費が、第８条第１項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

（委託業務の中止）

第１１条　天災地変その他止むを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、乙は、委託業務中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

２　前項の規定により契約を解除するときは、第６条から前条までの規定に準じ精算する。

（契約の解除）

第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

　一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

　二　乙が第４条、第２３条、第２５条又は第３１条の規定に違反したとき。

三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

五　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

３　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一　暴力的な要求行為

二　法的な責任を超えた不当な要求行為

三　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四　偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五　その他前各号に準ずる行為

４　甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った委託費の全部又は一部の返還を、乙に請求することができる。

（再受任者等に関する契約解除）

第１３条　乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第１２条第２項及び第３項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（仕様書の変更）

第１４条　甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（違約金等）

第１５条　次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の１００分の１０に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一　甲が第１２条又は第１３条第２項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。

二　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。

三　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。

四　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。

五　この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

六　この契約に関し、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

七　この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

八　この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

（損害賠償）

第１６条　甲は、第１２条又は第１３条第２項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

（延滞金）

第１７条　乙は、第１２条第４項の規定による委託費の返還又は第１５条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

（表明確約）

第１８条　乙は、第１２条第２項及び第３項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第１９条　乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（担保責任）

第２０条　甲は、仕様書による成果物を受理した後１年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

（特許権等の帰属）

第２１条　甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出た場合、当該委託に係る産業技術力強化法（平成１２年法律第４４号）第１７条第２項で準用する同条第１項で定める権利（以下「特許権等」という。）を乙から譲り受けないものとする。

一　乙は、当該委託に係る技術に関する研究の成果で特許権等が得られた場合には、遅滞なく、その旨を甲に報告する。

二　乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾する。

三　乙は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用しないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。

四　乙は、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ　子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第４号に規定する親会社という。）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ　承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者（同法第５条第１項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定ＴＬＯ（同法第１１条第１項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ　技術研究組合が組合員に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

２　甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該特許権等を譲り受けるものとする。

３　乙は第１項の書面を提出したにもかかわらず第１項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該特許権等を無償で甲に譲り渡さなければならない。

４　その他、特許権等に係る報告、管理等については、甲、乙協議の上、別途定めるものとする。

（納入物の利用等）

第２２条　前条第１項の規定にかかわらず、乙は、委託業務により納入された著作物（以下「納入物」という。）に係る著作権について、甲による当該納入物の利用に必要な範囲で、追加の費用負担をすることなく、甲及び甲が指定する第三者が実施する権利を甲に許諾するものとする。

２　乙は、前項の規定に基づく甲及び甲の指定する第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、納入物に第三者が従前より権利を有する著作物が含まれるときには、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

３　乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務の成果である旨を明示するものとする。

（秘密の保全）

第２３条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（再委託等契約内容の制限）

第２４条　乙は、第４条の規定により再委託等を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条及び次条と同様の規定を定めなければならない。

（個人情報の取扱い）

第２５条　乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

２　乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

一　甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

二　甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

３　乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、甲から預託を受けた個人情報について、委託業務の完了、廃止又は解除をした後に速やかに甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

５　乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

６　乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第７項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。

７　甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。

８　乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。

９　乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。

10　第１項及び第２項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

（委託業務の調査）

第２６条　甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（帳簿等）

第２７条　乙は、委託業務にかかる経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から７年間保存しなければならない。

（物品管理）

第２８条　乙は、委託費により物品を取得した場合は、第６条第１項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

２　乙は、委託費により取得した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

３　この委託業務を実施するに当たって委託費により取得した物品の所有権（取得した物品に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

４　乙は、第１項の物品のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

（物品管理に係る費用の負担等）

第２９条　乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得物品の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該物品に起因する事故によって当該物品を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

（甲による契約の公表）

第３０条　乙は、委託業務の題目名、委託費の金額、この契約の締結日、乙の商号又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

（債権譲渡の禁止）

第３１条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（疑義の決定）

第３２条　この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定める。

この契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保持するものとする。

令和　年　月　日

甲　茨城県つくば市小野川１６－２

国立研究開発法人国立環境研究所

理事長　〔氏名〕

乙　〔所在地〕

〔商号・名称〕

〔契約権限者役職・氏名〕

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

注１）産業技術力強化法（平成１２年４月１日法律第４４号）第１７条の規定を適用しない場合は、第１２条第１項及び第２１条以降は、次のとおりとする。

（契約の解除）

第１２条　甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

　一　乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

　二　乙が第４条、第２２条、第２４条又は第３０条の規定に違反したとき。

三　乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

四　履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

（特許権等の帰属）

第２１条　委託業務の実施により取得した特許権等の知的財産権は、甲乙との間に特段の合意がある場合を除き、甲に帰属するものとする。

（納入物の利用等）

第２２条（削除）

（秘密の保全）

第２２条　乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

２　乙は、あらかじめ書面による甲の承認を得た場合のほかは、委託業務の結果について発表又は出版等結果の公表を行ってはならない。

（再委託等契約内容の制限）

第２３条　乙は、第４条の規定により再委託等を承認された場合に乙が行う委託契約中に前条及び次条と同様の規定を定めなければならない。

以下、１条ずつ繰り上げる。

注２）特別な事情がある場合は、この条文の一部を適用しないことができる。